

行政局の節電について

【内容】

市町村合併前と合併後の配置人員は、半数以下の人数で日常業務が処理されていると思うが、部署によっては無人の時間帯もある。しかし、照明は明々としている。レイアウトを少し変えて節電対策をしてはどうか。(合併前後の電気料金の対比等)

【回答】

合併により、職員数は約半数になりましたが、照明を半数にすることはできませんし、課が長時間無人になることもありません。

また、各課の机の配置については（特に住民生活課、保健福祉課）、住民の方に対応しやすいよう配置しておりますので、照明等の節電を第一に考慮した机の配置にすることは難しいと考えます。

しかし、昼休み等事務に支障のない時間帯は消灯を徹底するなど節電の取組を行なっているところであり、今後とも、出来る限り庁舎管理に係る経費を抑えられるよう努力して参りたいと考えております。

なお、合併前の平成16年度の電気代は6,222,216円（1月当518,518円）、合併後の17年度は5,032,517円（1月当419,376円（対16年度比81%））、平成18年度4月から11月の8ヶ月間2,662,917円（1月当332,332,864円（対16年度比64%））となっています。

（担当：中辺路行政局）